

第1回高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 議事要旨

1 日 時：平成24年6月21日（木）10時00分～12時00分

2 場 所：三田共用会議所 2階 第2特別会議室

3 出席者

部 会 員：野村部会長、金田部会員、河村部会員、野竹部会員、岩佐部
会 員、今井様（篠原委員代理）、湯川部会員、丸山部会員、太
田部会員、川井部会員、佐々木部会員、中村部会員、千葉部
会 員

オブザーバー：国土交通省住宅局 竹村課長補佐、国土交通省鉄道局 小池
専 門 官、厚生労働省社会・援護局 田口情報支援専門官

事 務 局：渡邊課長、守谷設備専門官、竹本設備係長、尾上事務官、河
口事務官、阿部技官、伊藤事務官

4 配布資料

資料 1-1 部会員名簿

資料 1-2 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

資料 1-3 本検討の目的等について

資料 1-4 検討の進め方及びスケジュール（案）について

資料 1-5 モデル施設の募集要領（案）について

資料 1-6 光警報装置の設置基準（素案）について

参考資料 1 海外調査結果について

参考資料 2 平成22年度報告書（抄）

参考資料 3 消防法施行令別表第一

参考資料 4 参照条文等

5 部会長選任及び副部会長指名

(1) 部会長選任

野村委員が部会長に選任された。

(2) 副部会長指名

野村部会長により金田委員が副部会長に指名された。

6 議事内容 (委員発言：○ 事務局発言：●)

(1) 本検討会の目的等について (資料1-3)

資料1-3について事務局から説明がなされた。

○ 資料1-3の1ページ中の平成22年のアンケート調査結果について、「健聴者が一緒に居て知らせてくれる場所」という記載があるが、健聴者が一緒にいない場所というのは検討しないのか。健聴者がいれば火災の発生等について知らせてもらえるが、誰もいないところで火災の発生を知らせるために光警報装置を設置していくということになるのか。

● 平成22年のアンケート調査結果では、健聴者が一緒にいるところについてはフラッシュライトが最も有効とされているが、健聴者が一緒にいない場所については、最も有効とされているのは文字表示装置であり、次にフラッシュライトという結果になっている。

しかし、文字表示装置については、まだ標準的なものが開発されておらず、どう表示すれば良いかが明確になっていないことから、現時点において、事務局としてはフラッシュライトによるものが有効であると考えているところである。

以上のことから、今回は光警報装置の設置等について検討を行っていきたいと考えている。

(2) 検討の進め方及びスケジュール(案)について (資料1-4)

資料1-4について事務局から説明がなされた。

● 資料1-4の3ページに記載されている第5回検討会の開催予定は3月下旬に訂正をお願いしたい。予算の関係上、検討スケジュールは3月中としているが、実際にはモデル施設への光警報装置の設置工事等に時間を要する可能性も考えられるため、来年度も引き続き検討する可能性があることを了承いただきたい

○ モデル施設に対して検証実験をするということだが、今の時点において事務局で想定している検証の内容があれば教えてほしい。

● 検証内容について、まず設計段階において、光警報装置をどのように設置することが適当かどうか検証すること、また、既存の建物に設置することになるため、どのように施工すれば円滑に設置することができるのか検証し、設置後には実際に訓練を行うことで、施設関係者がどのように使うことになるか、さらには維持管理にあたって注意すべき点があるのかという検証を行う予定である。

○ モデル施設はホテル、デパート、駅等になっているが、これらの施設に関して、利用者も含めて検証するのか。

● 利用者も含めて検証することを考えている。実際に光警報装置が点滅した場合に利

用者がどのような行動をするのかということも含めた検証を考えている。

- ただ設置しただけでは意味がないので、具体的にどういう効果があるかも検証してほしい。
- モデル施設が40施設程度と記載があるが、光警報装置は全て同じものを設置していくことになるのか。装置は天井設置型と壁設置型の2つのタイプしかないのか、それとも異なるタイプの装置をそれぞれの施設に設置するのか。
また、光警報装置については、あまり技術革新が進んでないという話も聞いているが、将来的には利用者自身が携帯する機器に通信を利用して警報する装置等、違う形態のものを考えているのか。
- 将来的には通信を利用したものや文字表示装置というものもあり得ると考えられるが、今回の検討においては光による火災警報装置について検証したいと思っている。
光警報装置については、現時点では、ULというアメリカの規格の製品が流通しているが、広い空間に適したものや狭い空間に適したもの等があり、設置場所に応じて設置した上で、その設置の仕方や見え方などについて検証することとしている。
- 煙が充満したときに床を光が走行して、どこへ逃げれば良いかということに配慮した装置が設置されている施設を知っている。
警報と避難というのは密接に結びついたものだと考えるが、この資料では警報で「危ない」ということを知らせることはできるが、その後どこに逃げれば良いかということを知らせると言うことを系統的に考えられていないと感じる。
今回はあくまで火災警報装置単体のことについて検討を行うのか。避難経路を素早く表示するシステムについても一体で検討した方がよいのではないか。
- 誘導灯・誘導標識については、聴覚障がい者に対応したような点滅式のものを既に法令上にある程度位置づけている。火災を知らせるといふ部分については十分に検討が行われていないため、今回検討したいと考えている。
もう一つ、今回モデル施設を検証するにあたって、点滅式の誘導灯等を設置しているところにおいて、当該設備と光警報装置との組み合わせの効果についても検証したいと考えている。
- 募集をかける際に点滅式誘導灯等を設置している施設も選定されるような工夫を事務局の方で行っていただきたい。
- 光警報装置について検討を行うとのことであるが、就寝中は光の警報では気付かない。平成22年度の検討では就寝中は振動警報を設置してほしいという話があったと思うが、今回は振動による警報については検討しないのか。
- 振動や文字表示についても将来的には法令上に位置付けるということも考えられるが、今回については光による火災警報装置について検討したいと考えている。
- 検証というのはある程度条件を絞った上で進めないと結論がなかなか出ない。ただ、その結論を広げていけば当然、避難や宿泊の問題につながることから、そのことも意

識した報告を事務局にお願いしたい。

(3) モデル施設の募集要領(案)について(資料1-5)

資料1-5について事務局から説明がなされた。

- 万が一、応募する施設がなかった場合には、直接施設関係者に依頼することも必要となる可能性があるため、今回の事業者団体から参画いただいている委員には協力をお願いしたい。

- 例えば、特別養護老人ホームなどに入所されている方については、かなり要介護度が高い方であって、文字であろうとも音であろうとも光であろうとも認知できない方が、認知症の方か、もしくは認知できても身体上、逃げるできないという方が入所しており、そのような施設は大規模なものが多い。

しかし、ある程度動ける方々が入所している施設は、選定基準(案)に照らし合わせると面積的に該当しないように見える。(6)項口とハについては、もう少し丁寧に分類されることを提案したい。このままの選定要件では応募する施設は少ないと考える。

光警報装置を設置しても、その有効性に疑問のある施設では応募しないのではないかと。有料老人ホームのような健常者の方も入所しているような施設では有効なものもあるのではないかと考える。

また、特別養護老人ホームのような、個室が多く設けられている施設が応募した場合、光警報装置がどのように設置されるのか、イメージしにくいと感じる。

- 部屋の数が非常に多い場合の設置の仕方について、必ずしも光による警報が有効ではない場所はあると考えている。

欧米の例を見ても、ロビーや食堂といった共用部分に光警報装置を設置し、個室部分についてはそれ以外の方法を許容しているといった場合もあるので、実際の設計の中で、モデル施設と調整した上で、主に共用部分に設置していくことになるのではとも考えている。

- そうであれば要件の中に記載された方がいいのではないかと。
- 光警報装置を建物に設置する場合のイメージについて、もう少しわかりやすく記載すれば応募する施設も増えると考えられるので、工夫をお願いしたい。
- 周知には協力するが、事業者としては、モデル施設となった場合にどの程度の負担が生じるのかを教えてほしい。先ほどの議論では効果測定を行うとのことだが、実際に聴覚障がい者の方々も含めて実証実験を行う必要がある。どういう形で実験を行うのか明確となっていない。

また、設置費用は消防庁が負担するとのことだが、資料には維持管理費用はモデル施設が負担することになっている。これはどういうものを想定しているのか、また実

際にモデル事業が終われば光警報装置は取り外すのか、そのまま設置し続けるのか確認したい。

- 聴覚障がい者の方にどう実証実験に参画いただくのかについては、今後事業主体が決定した後で、委員の意見踏まえて検討したいと考えている。

維持管理費用については、電気代と、その他に模様替えを行う際に機器を付け替えるで行った場合、また故障した場合にはそれを交換するという費用がかかることを想定している。

また、設置後の取扱いについては、検証後は基本的に設置したまま、ということを考えている。

- いろいろな条件がここに応募要件として書いてあるが、肝心の火災警報システムとしての性能・機能を明示すべきである。例えばデパートと病院では求められる設置方法や性能が異なると思うので、そういった分け方をしていけないと、局部的に様々な意見が出てまとめきれない。
- 今回募集にあたっては最低限、自動火災報知設備が現在設置されている建物という要件は設定する予定である。資料で用途などを挙げているのは、それぞれの用途によって火災の発生の仕方や避難方法が異なってくるので、指摘の部分を検証するためである。選定の際には配慮したいと考えている。
- 募集の要件や施設側の負担等を詳細に示せば、より応募する施設も増えるだろうし、これらのことが不明確だと応募もしにくくなることから、要件等が明確になるように配慮してほしい。
- 先ほど費用の話もあったが、検証の頻度や期間等の検証することによって施設側にどういう負担が生じるのかがわかれば、応募もしやすい。募集の際は、要件等について具体的に示してほしい。
- 選定要件の中で、建物の存する場所の要件について全国が5地区に分けて記載されているが、日本全国ということなら敢えて記載する必要があるのか。もう一つ、何故県庁所在地が記載されたのか。
- 地域を分けたのは、どこかの地域に偏ってしまうよりは、分散して実施した方が検証としてより良いのではないかとということで、簡単に言うと5つの地区が20%ずつになるのが望ましいと考えている。

県庁所在地を要件に加えているのは、今回のモデル施設は光警報装置を設置した見本ということ想定していたため、人が集まりやすいと思われるところとして記載した。今の意見を踏まえて表現等を検討したい。
- 場所の話は選定するときに配慮すべきところであって、応募に当たってはできるだけ要件を明瞭に簡潔にして頂きたい。
- 検証の内容を明示することで、階単位で手を挙げられるのであれば協力できるけれども、全館だと難しいとか、応募する側の判断基準にもなるのではないかと思う。

- 事務局としても必ず建物全体で手を挙げて欲しいというのは難しいのではと考えている。

複数の用途が混在するような建物だと関係者間の調整が難しい場合もあり、建物全体だけではなく、部分ごとでも応募できる方がいいのではと考えており、さらに整理したい。

- 予算の規模はどの程度になるのか。そのことがはっきりしないと応募する側も躊躇すると思うので明記すべき。手を挙げようとしたときに建物内のどこまでの範囲を対象に応募できるのかということが計りかねるので、そういったことの記載も必要。

- 2億5千万程度の予算のうち、事務経費等を差し引きして2億4千万程度が設置に充てる費用になる予定である。

ただ、応募される施設については大きなものから小さなものまであるので、それを一律に割り算ということではない。予算上は、大体5000㎡程度の施設で割り算した時には600万円くらいという数字になる。資料には募集するときの要件と選定する時の要件が一緒に記載してありわかりにくいので、もう少し整理して応募する方にわかりやすいようにして、間口を広げた上で募集する。選考する際の基準は後で必要になるものなので、そのあたりは切り分けて整理していきたい。

- 40件を一応設定しているが、これは検証のボリュームにもよるものの、仮に40件出てきた時にこれらに対してどう対応していくのか。しかも全国に散らばっているため、40というものがあくまでも目標でも構わないが、実効的に出来る内容に絞る必要もあるのではないか。

- モデル施設の用途は特定のものに偏らず、幅広いカテゴリーから選定して頂きたい。

- 通常、実証実験をするときには、不特定多数の人たちに対して、「これからこのような実験をします」と伝えて行すが、今回のケースは伝えてから行くと、身構えて参加することになり、後でアンケート等をするときにバイアス（偏り）がかかってしまう。伝えている場合と伝えていない場合を比較出来ると良いが、不特定多数の方を対象にするとそのあたりが難しくなってくる。事務局で出来るだけ検討してほしい。

- 形態に関する要件で、「ア～オの中から広範に選定するのが望ましい」というのが前提条件なのかこの中から選べれば良いということなのかがわからない。

- 設置の仕方に影響がある部分だが、大きい部屋や小さい部屋で設置の仕方が変わってくる。また、点滅式の誘導灯が設置されているところについてはそれとの同期をどうとるかといった課題がある。

こちらについては、ア～オそれぞれに該当するような施設が少なくとも1以上選定することを考えている。募集の要件というより選定するときの要件であると考えている。

(4) 光警報装置の設置基準(素案)について(資料1-6)

資料1-6について事務局から説明がなされた。

- 床面から2.5m以上10m以下というのは用途・規模に関わらず全て適用されるということか
- 基本的な考え方は2.5m以上10m以下だが、2.5mより低い天井高のところは天井に設置することを考えている。
- 資料に設置イメージがあるが、実際に後付けの工事になると施工の仕方によって費用が大きく異なるということもあり得るので、この点についても募集に際しては明記するよう考慮して頂きたい。

以上